

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

第7章 交流・コミュニティの分野

理解を深め合い、多彩な交流を広げる

コンベンション*機能や情報発信機能など、**■ 施策体系**

広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。

異文化交流を進めながら、外国人の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。

男女共同参画社会の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわりなく、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を發揮し、共に参画できる地域社会を築きます。

地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

(基本構想「4 施策展開の方向」より)

第1節 世界に開かれた都市づくり

- (1) 交流機能の充実と多様な交流活動の活性化
- (2) 人権を尊重する都市づくり
- (3) 外国人とともに暮らせる地域社会づくり

第2節 男女共同参画社会の実現

- (1) 推進基盤の充実
- (2) 男女共同参画のための環境整備
- (3) あらゆる分野における男女共同参画の推進

第3節 ふれあいのある地域社会の形成

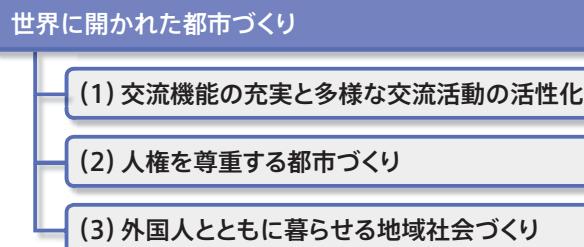
- (1) コミュニティ活動の支援
- (2) 活動環境の充実

第1節 世界に開かれた都市づくり

現況と課題

- 産業・経済活動だけでなく、文化やスポーツなど様々な分野で市民の活動が国境を越えて広がっています。特に、インターネットの普及により世界が身近な存在になった実感が深まっており、市民生活レベルでの国際化がますます進んでいます。
- 本市は首都東京に隣接し、広域鉄道網の結節点であるという立地条件に加えて商業・業務機能の集積があり、多様な個性ある地域資源も有しています。これらの特性を生かし、大規模なイベントやコンベンション*の開催可能な施設を活用して、様々な分野において国内外との交流を積極的に推進するとともに、交流拠点都市としての機能のさらなる向上に結びつけていくことが求められています。
- 世界に開かれた都市を目指すうえで、人権の問題はすべての人々にかかわる重要な課題です。今日、人権尊重の重要性の認識は世界的に高まっていますが、国内においては未だに同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する差別、偏見が残されています。すべての人々の人権が尊重された差別のない地域社会を築いていくため、人権教育、人権啓発などを積極的に推進する必要があります。
- 本市に在住する外国人は今後も着実に増加していくと見込まれ、行政サービスのあり方や住民の意識が課題となっています。グローバル化が進む中で世界を理解し、外国人も暮らしやすいまちを築いていくため、総合的な取り組みを進めることができます。

施策体系



施策展開

(1) 交流機能の充実と多様な交流活動の活性化

① 交流機能の充実

- 国際会議などのコンベンションの誘致体制の充実及び来訪者の受け入れ体制の強化を図るとともに、さいたまスーパーアリーナなど既存施設を有効に活用して様々なコンベンションの誘致を進めます。
- 市民が中心となる国際交流活動の支援に努め、市民主体の活動を促進します。また、本市の国際化施策を展開する拠点機能の充実を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

② 国内外に向けた多様な交流・協力活動の活性化

- 市民・行政レベルで、姉妹・友好都市との産業・経済、文化、スポーツなどの交流を推進します。
- 市内で開催されるコンベンション*やイベントを通じて、多様な交流を促進します。
- 見沼田圃や荒川、元荒川、サクラソウなどの自然資源、サッカー、盆栽、漫画会館、人形づくり、城下町としての歴史といった歴史・文化資源など、多彩な地域資源に関する情報発信を強化するとともに、これらを活用した交流を推進します。
- 国際協力分野で活動するNGO*や市民ボランティアに対する支援を進めます。また、市内の大学・企業などとの連携を図りながら、国際社会への貢献に取り組みます。

(2) 人権を尊重する都市づくり

- あらゆる機会をとらえて、人権教育、人権啓発を推進します。
- 学校教育や生涯学習の場において、国際理解教育の充実に努めます。
- 人権相談など、人権問題の解決に向けた取り組みの充実を図ります。

(3) 外国人とともに暮らせる地域社会づくり

- 在住外国人に対する生活支援、交流を進めるボランティア団体の活動支援に努めます。
- ボランティア団体と連携して、在住外国人に対する行政情報提供サービスの充実を図ります。
- 市内に在住する外国人が地域社会に参加し、活動できるよう、情報提供をはじめとする環境づくりに努めます。

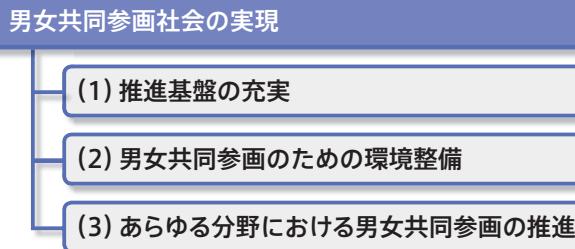


第2節 男女共同参画社会の実現

現況と課題

- 女性の社会進出が進み、様々な場面で活躍する女性が多く見られるようになりました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今も見られ、育児・介護における女性に偏った負担、就業における男女間格差、女性に対する暴力や性の商品化といった人権侵害など、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む課題は依然として多く残されています。このような状況のもと、本市においては平成13年に「さいたま市男女共同参画推進協議会」を設置、平成15年には「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を図ってきました。
- 少子高齢社会を豊かで活力のあるものとし、だれもが自分らしく生きていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会を実現することが必要です。そのため、条例の周知をはじめ、男女共同参画を推進する基盤の充実を図ることが重要となっています。
- 市民・事業者・行政が男女共同参画についての意識を高め、女性も男性も共に家庭と社会の活動が両立できるよう、環境整備に努めることが必要です。
- よりよい社会づくりのため、政策決定の場や地域・家庭などあらゆる分野において男女共同参画が進むよう、取り組みを広げる必要があります。

施策体系



施策展開

(1) 推進基盤の充実

① 推進体制の確立

- 「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の周知を図るとともに、国、県などの関連機関や市民、事業者などとの連携のもとに、男女共同参画の推進体制を充実します。

② 拠点機能の充実

- 男女共同参画社会実現のための意識啓発、情報提供、相談業務などを行い、男性も女性も自分らしく生きられる社会の実現を総合的に支援する拠点機能の充実を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

(2) 男女共同参画のための環境整備

① 意識啓発の充実

- 男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、セクシュアル・ハラスメントや女性に対する暴力、性の商品化といった人権侵害をなくすため、学校教育の場をはじめとして、あらゆる機会を通じて意識啓発を図ります。
- 男女共同参画社会への意識の高揚を図るため、広く市民に対する情報提供を進めます。

② 家庭と社会の活動を両立できる環境整備

- 家庭や社会の活動において男女が共に責任を担い、両立できるよう、育児や介護などに関する支援の充実に努めます。
- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知を図るとともに、学習機会や情報の提供に努めます。

(3) あらゆる分野における男女共同参画の推進

① 政策・方針決定の場への参画

- 都市づくりなどに女性の意見を反映していくため、各種審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を図ります。

② 家庭・地域社会における参画

- 家庭や社会における男女の共同参画を進めるため、女性リーダーの育成を支援するとともに、家庭生活における男性の自立を促進します。

③ 国際社会の理解と協調

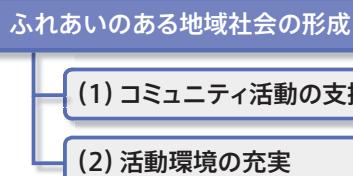
- 国際的な視野をもって男女共同参画社会を理解し、行動することができるよう、国際的な理解と協調のもとに男女共同参画を推進します。

第3節 ふれあいのある地域社会の形成

現況と課題

- 経済成長が続いた時代には、個人生活を優先する価値観の広がりもあって、地域社会における人と人のつながりが希薄になる傾向がありました。しかし、景気が低迷し、少子・高齢化が進んでいる近年においては、市民一人ひとりが生活の質を重視したライフスタイルを実現するために生活の場である地域社会の役割を重視するようになり、身近な福祉や環境などの問題について自ら考え、行動しようとする動きも増えています。相互理解と連帯感を基本とするコミュニティは、市民と行政との協働による都市づくりにおいても重要で、市民の自主的な活動の支援が必要です。
- コミュニティづくりを進めるためには、その活動の場を確保することが必要であり、活動の場の整備・充実も求められます。
- 様々な分野で市民の自主的な活動が拡大しており、地縁によるつながりだけでなく、福祉・子育て、環境、まちづくりなど、特定の関心に基づいたテーマ・コミュニティの形成が進んでいます。都市型社会では今後、このような新しいコミュニティも人のふれあいに重要な役割を果たすものと期待されます。

施策体系



施策展開

(1) コミュニティ活動の支援

- 自治会活動をはじめ、まつり、文化、スポーツなど地域住民の自主的な活動を支援します。
- 地域住民の自主的な活動を担う人材の育成に努めます。
- 自治会などの地域を基本としたコミュニティに加え、特定の関心に基づいたテーマ・コミュニティの形成が進むよう、市民の自主的な活動を支援します。

(2) 活動環境の充実

- コミュニティセンターなど、地域住民の活動拠点の充実と施設のネットワーク化を進めます。また、これらの施設の管理・運営に市民の力を活用していきます。
- 地域住民の活動の場として、余裕教室などの学校施設や公共施設の有効活用を図り、地域開放を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部